

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

伊勢市長

公表日

令和8年3月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法による申請に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ※医療扶助のオンライン資格確認については、次のとおり 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等
③システムの名称	1. 生活保護システム 2. 中間サーバー 3. 宛名管理システム 4. 統合専用端末 5. 医療保険者等向け中間サーバー等 ※1、2及び3については、ガバメントクラウド上の標準準拠システムを利用している。
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 被保護者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表 第23項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 ・伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第1項から第3項まで
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(1)情報照会の根拠 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、43項 (2)情報提供の根拠 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13、14、18、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部生活支援課
②所属長の役職名	生活支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 総務部総務課 電話:0596-21-5521
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 健康福祉部生活支援課 電話:0596-21-5556
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月5日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月27日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の記載がある申請書原本は、別途厳重保管している。 また、システムへの特定個人情報の入力においては、複数人体制で確認をしている。 さらに、所属職員全員が、特定個人情報に関する研修を受講し、特定個人情報の取扱いについて、理解している。 上記の対策を行っていることから、人手を介在させる作業についての人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えます。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	生活保護システムへのログインについては、担当部署の所属職員のみパスワードと指紋認証によるログイン権限を付与している。また、離席時にはログアウトを着実に実行している。 上記の対策を行っていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		令和 年 月 日より前の変更箇所は別に管理			
令和7年3月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	進学準備給付金	進学・就職準備給付金	事後	
令和7年3月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠		・番号法第9条第1項別表における根拠を記載	事後	
令和7年3月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における根拠を記載	事後	
令和7年3月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の判断か	1,000人以上1万人未満 令和2年6月1日 時点	1,000人未満(任意実施) 令和7年1月27日 時点	事後	
令和7年3月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の判断か	令和2年6月1日 時点	令和7年1月27日 時点	事後	
令和7年3月27日	III しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	事後	
令和7年3月27日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		項目の追加	事後	
令和7年3月27日	IV リスク対策 9. 監査		内部監査の追加	事後	
令和7年3月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		項目の追加	事後	
令和8年3月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 生活保護システム 2. 中間サーバー 3. 宛名管理システム 4. 統合専用端末 5. 医療保険者等向け中間サーバー等	1. 生活保護システム 2. 中間サーバー 3. 宛名管理システム 4. 統合専用端末 5. 医療保険者等向け中間サーバー等 ※1、2及び3については、ガバメントクラウド上の標準準拠システムを利用している。	事後	
令和8年3月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	1,000人未満(任意実施) 令和7年1月27日 時点	1,000人以上1万人未満 令和8年2月5日 時点	事後	
令和8年3月9日	III しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられない	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	